

新型コロナウイルス感染症収まらず 新しい働き方、研修制度の確立を！



発行所
東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内 (〒100-0013)
全国税労働組合
発行人 木村 和由
電話 (03) 3581-3678
FAX (03) 3507-0886
振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”
何でも110番
zenkokuzei@aol.com
全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号までどうぞ)。

◇全国税ホームページ◇
<http://www.kokko-net.org/zenkokuzei>

新型コロナウイルス感染症対応に追われる日々がいまだに続き、感染者も都市部を中心に増え続けています。全国税はこのような環境下の職場の実情を踏まえ、要求書提出や窓口申入れを行いました。

申告期限をはじめとする各種期限の延長、料飲店等期限付酒類小売業免許付与事務や公的金融機関・民間金融機関等の融資申込みに伴う納税証明書の発行・申告書閲覧事

務の増大、納税の猶予特例制度制定による申請相談・許可事務等、日々対応に追われています。職員の感染者も発生していますが、幸いクラスターとなっていないだけ

で、在宅勤務や時差出勤といった感染予防のほかテレワークの導入が可能な検討や、現在中止されている調査事務の新規着手、滞納整理の拙速な見直しはやめるべきで

は、在宅勤務や時差出勤といった感染予防のほかテレワークの導入が可能な検討や、現在中止されている調査事務の新規着手、滞納整理の拙速な見直しはやめるべきで

す。

コロナ感染症が終息しない場合の、来年以降の申告体制の検討も前倒しが必要です。特に高齢者や基礎疾患がある者は、感染した場合の死亡リスクが高いことから、それらの納税者を申告相談会場に集約しない法律の改正が必要で、ICT化では限度あります。(医療

国税庁長官
星野次彦殿
税務大学校長
垣水純一殿

2020年 7月 16日

全国税労働組合
執行委員長 高橋 誠

専科研修の在り方についての申し入れ

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、専科47期の研修を原則、所属官署においてオンライン形式等での研修に変更し、また、会議室等専用箇所を設けるか自席で研修を受けるか検討中であるとの伝達がありました。

この伝達に対し、当該研修を受ける職員から「自席では研修に集中出来ない。」「会議室など専用箇所が確保できる署と出来ない署があるのは、不公平だ。」との声が挙がっています。

この専科研修は、当局においても基幹となる研修に位置づけされていて、青年職員の育成のために重要な研修です。また、研修の成績によってその後の職場人生に大きく影響を及ぼす可能性もあります。その重要な研修において、受講者毎にその受講環境に違いが生じる事態は極力避けるべきです。

そこで、公平な受講環境を保障するために、下記の申し入れをします。

記

- 1 自宅受講若しくは、感染症対策を行ったうえで、各国税局に備えられている会議室をオンライン研修会場とすること。また、育児や介護等特殊事情にある職員については、居住地の近隣署で受講できるよう措置すること。
- 2 所属官署で研修を行う場合には、必ず研修に集中できる専用の箇所を設けること。
- 3 研修開始後1ヶ月を目途に研修生の研修環境について、労働組合及び研修生と職場に明らかにすること。また、研修環境等について随時、適宜の方法で研修生から要望を聴取すること。

以上

組合差別に拍車

7月発令での全国税組合員への6級ポスト発令は、東京局新宿署管理運営統括官へのたった1名でした。10年前には20名以上の発令があり、ここ5年は毎年4名の発令がありました。該当者が多数いるにもかかわらず、明らかに全国税敵視の労務政策です。

全国税組合員に対する6級ポスト発令数の推移

年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ポスト発令	12	11	8	4	4	4	4	4	1	1

	平成28年分	増減数	平成29年分	増減数	平成30年分	増減数	令和元年分	増減数
確定申告人員	21,690	176	21,977	287	22,218	241	22,041	△177
来署者数	4,742	△175	4,598	△144	4,279	△319	3,814	△465
e-Tax	8,789	369	9,285	496	10,210	925	10,996	785
内庁HPの作成コーナー	557		615	48	1240	625	1,950	710
閉庁日来署者数	197	3	192	△5	189	△3	147	△42
閉庁日申告者数	294	4	293	△1	291	△2	231	△60

①国税庁ホームページより作成(単位千人) ②各種数字は、平成30年分以前は翌月末日、令和元年分は令和2年4月30日末現在(単位:千人)

申告件数減少 閉庁日対応見直しを

令和元年分申告所得税2,204万1千人で、前年から17万7千人(△0.8%)、来署者数も、46万5千人(△11.9%)減少しています。新型コロナウイルス感染症防止対応による申告期限延長が減少の一因ですが、国税庁HPのe-Tax申告利用者は71万人増加し、来署者削減に寄与していると考えられます。

ID・パスワード発行件数は1,052万1千人(令和2年4月30日現在)で、平成31年3月31日から42万9千件増加し、このうちID・パスワード方式による申告者は対前年比で84万9千人増加し、自宅送信の増加につ



森友学園問題で公文書の改ざんを指示された元近畿財務局職員である赤木雅子さんが、国と佐川理財局長を相手に損害賠償請求の訴訟を起こしたと報じられた▼佐川氏の国会答弁は「忖度」という流行語を生んだが、元国税庁長官でもあったため、当時の長官岡田で職員が納税者から苦情の矢面に立っている」と追及したが、謝罪もなく確定申告期間中に退職した▼

公文書の改ざんは違法行為でありもってのほかだと思いが、情報公開を行ったにもかかわらず黒塗りなどで開示に消極的だと指摘される国の姿勢は何ら変わっていないと思う▼公務員としての正義感を持ち続けた、赤木さんの意思を引き継ぐ思いを新たにし、黙とうをささげたい。

① 国税庁の定員は50名の増員となりましたが、税務署の定員は平成9年度をピークに減り続け、この10年で、834名減らされました。このことが職場からゆとりを奪い、メンタル疾患職員の増加や事務処理誤りに繋がっています。

② この20年で不補充政策の行(二)職員は1／3まで減らされ続けています。また、総務課職員が441名減らされ、行(二)職員の補助業務の負担増になっています。

国税庁実質50人増員も減り続ける税務署の定員！

税 務 署 定員の推移	総 務	広 報	徴 収 関 係		総 合	課 税 関 係						酒 税	行 (二)	総 計
			管 理	徴 収		個 人 関 係			法 人 関 係					
						所得税等	資 産 税	資 料	法人税等	源 泉	間 接 諸 税			
平成12年度	2, 840	141	4, 111	2, 930	—	11, 611	4, 036	939	12, 133	2, 238	449	968	1, 324	44, 793
平成21年度	2, 538	127	7, 393	3, 307	—	10, 643	3, 670	418	11, 112	1, 611	337	768	825	43, 827
令和元年度	2, 411	123	6, 762	3, 092	323	10, 041	3, 651	457	10, 913	1, 555	339	747	472	41, 965
令和 2 年度	2, 399	123	6, 253	3, 140	323	10, 256	3, 716	457	11, 130	1, 556	339	738	451	41, 959

(注) 署長・副署長は平成12年1,073名、平成21年・令和2年1,078名

人事院規則ではパワー・ハラスメントの定義について、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動」について、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。(人事院規則10-16第2条)」と規定しました。そして、「職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。(人事院規則10-16第5条第1項)」と禁止

し、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動」については、「当該言動を受ける職員が行う者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの(運用通知第2条関係第1項)」とされ、①職務上の地位が上位の職員による言動、②同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難

な状況下で行われるもの、③同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの、とされました。

また、運用通知第4条関係第1項第2号では「パワー・ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、職場や職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること」とされています。

国税庁当局は、「明るく風通しのいい職場を作る」と言いますが、仕事に追われ、職員どうしのコミュニケーションがなかなかとれない状況を解消するために、職員を増やすなど職場全体を改善することを求めます。

ハラスメントの根絶で誰もが安心して働ける職場を

本年4月に公布されたパワー・ハラスメント(以下、パワハラ)の防止等にむけた人事院規則10-16が6月1日から施行されました。また、国税庁においても防止等にむけた訓令が制定されています。

な状況下で行われるもの、③同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの、とされました。

第78回定期大会告示

全国税労働組合「第78回定期大会」を次のとおり開催しますので、規約23条により告示します。

記

【日時】2020年8月22日(土)～23日(日)

【会場】KKR中目黒会議室
東京都目黒区東山1丁目27番15号

【主な議題】

- ① 2019年度一般経過報告など
- ② 2019年度決算報告
- ③ 2020年度運動方針(案)
- ④ 2020年度財政方針(案)
- ⑤ 2020年度税研運動方針(案)
- ⑥ 役員の選出
- ⑦ その他

全国税労働組合中央執行委員長 高橋 誠

※新型コロナウイルス感染症拡大により、変更となる場合があります。

猶予事務に人員を

【関信地連】

全国税 徴収事務について、納税の猶予(特例制度含む)の大幅な増加が見込まれるため、必要な人員・事務量を確保すること。

当局 新型コロナウイルス感染症特例法により、猶予の相談や申請の増加が見込まれ、猶予集中相談センターの

いる業者が多く連絡が取りづらくく処理が進まない。このままでは、徴収職員は持たない。当局 要望は承る。

人勧、定年は？

【国公労新聞】

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で、日本経済が落ち込み、今年の人事院勧告においてはマイナス勧告となることも否定できません。財源確保等を理由にした「賃下げ」の世論が巻き起こる可能性もあります。

また、第201回通常国会は閉会しましたが、定年延長法案は検察庁法改正案と一緒に廃案となり、定年延長の見通しはたっていない。新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、国民の権利や安心・安全をまもる公務員が決定的に不足している課題も残されたままです。

こうした課題の解決にむけては、職場から声をあげていくことが何より重要です。そして、マイナス人勧・賃下げ許すな！安心して働ける高齢期雇用の実現！命・暮らしをまもる公務員増やせ！などの世論を民間労働組合や地域に広げていくことが必要です。

コロナで大変な時期だからこそ、労働組合の運動が重要です。



設置を行った。事務計画については実施状況を踏まえ、的確に把握していきたい。

全国税 出勤者が半分以上程度の中、申請から3日以内、補正を要する場合5日以内で局の集中センターにメールするよう言われている。ノルマ主義だ。その猶予センターも署からの審査件数が増加したため、署に一部を戻した。補正も休業して